

下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金交付要綱（令和2年3月5日告示第40号）

最終改正:令和5年3月31日告示第110号

改正内容:令和5年3月31日告示第110号〔令和5年3月31日〕

○下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金交付要綱

令和2年3月5日告示第40号

改正

令和5年3月31日告示第110号

下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、障がい者の雇用促進及び事業所等の障がい者就労への理解を深めるため、就職を希望する障がい者の職場実習を受け入れる事業所等に対し、予算の範囲内において下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、下呂市補助金等交付規則（平成16年下呂市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職場実習 就職を希望する障がい者の職場での適応性を見極めるとともに、働きやすい職場環境づくりをすることを目的として実施する職場実習をいう。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下第3号において「障害者自立支援法」という。）第28条に規定する障害福祉サービスの利用を目的とした職場実習を除く。
- （2）実習者 事業所等で職場実習を行う者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する特別支援学校の高等部に在籍する生徒及び岐阜県障がい者チャレンジトレーニング事業（以下「県事業」という。）を利用している者をいう。
- （3）事業所等 市内に事業所、事務所又は営業所を有する個人及び法人で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を除く。）を行う者をいう。ただし、障害者自立支援法第28条第2項第2号及び同項第3号に規定する就労移行支援及び就労継続支援における、いわゆる施設外就労及び施設外支援での就労先又は実習先の事業所等を除く。

（交付の要件）

第3条 奨励金の交付を受けられることができる事業所等は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- （1）事業所等が個人である場合においては、実習者が事業主の三親等以内の親族でない者であること。
- （2）事業所等が法人である場合においては、実習者が当該法人の代表取締役の三親等以内の親族でない者であること。
- （3）市税等を滞納していないこと。

（奨励金の額及び交付期間）

第4条 奨励金は、実習者1人につき職場実習を実施した日数に応じて交付するものとし、実習者が県事業を利用している者にあつては1人につき月額2,000円とし、利用していない者にあつては1人につき月額3,000円とする。ただし、その交付対象とする日数は、同一年度内実習者1人当たり20日を限度とする。

（事業実施計画の認定）

第5条 本事業を利用しようとする事業所等は、職場実習を受け入れる前に、下呂市障がい者いきいき就労支援事業実施計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、認定を受けなければならない。

- （1）職場実習実施計画書（様式第2号）
- （2）県事業の利用者にあつては、同事業に関する覚書の写し
- （3）市税等の納付状況等調査同意書（様式第3号）
- （4）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、申請のあった事業実施計画について、内容を審査し、認定の可否を決定し、下呂市障がい者いきいき就労支援事業実施計画認定・不認定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（認定の変更等）

第6条 前条の規定により事業実施計画の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、事業実施計画の内容を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに下呂市障がい者いきいき就労支援事業実施計画変更・中止申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、下呂市障がい者いきいき就労支援事業実施計画変更認定・認定取消決定通知書（様式第6号）により、認定者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第7条 認定者は、職場実習の受け入れが終了した日から起算して30日を経過する日又は事業実施計画の認定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）職場実習実施報告書（様式第8号又は同等の内容が記載してあるものの写し）
- （2）その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定し、下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金交付（不交付）決定通知書（様式第9号）により、認定者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第8条 前条に規定する交付決定通知書により奨励金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金交付請求書(様式第10号)を市長に提出するものとし、規則第21条の規定に基づき、規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出は省略するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、奨励金の交付申請その他必要な事項に関して報告を求め、又は事業所等に立ち入り、必要な調査をすることができる。

(奨励金の交付決定の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、交付決定者に既に奨励金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 正当な理由なく前条の規定による報告を阻み、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を忌避し、若しくは妨げたとき。

(2) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定による交付決定の取消しについては、下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知し、奨励金の返還を命ずるときは、下呂市障がい者いきいき就労支援事業奨励金返還命令書(様式第12号)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、効力を失う。ただし、同日までにこの告示の規定による申請が行われたものについては、同日後もなおその効力を有する。

附 則(令和5年3月31日告示第110号)

この告示は、令和5年3月31日から施行する。

---